

令和8年 3月 3日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 決議案第1号 議長、副議長及び議会推薦監査委員の申し合わせ事項の遵守を求める決議案について
- 日程第 8 決議案第2号 鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議案について
- 日程第 9 同意第 1号 副町長の選任について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第11号 東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第12号 東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第13号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第15号 東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第16号 東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に

関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 17 議案第 17 号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 18 議案第 18 号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 19 議案第 19 号 東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 20 議案第 20 号 財産の処分について

日程第 21 議案第 21 号 令和 7 年度東庄町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 22 議案第 22 号 令和 7 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 23 議案第 23 号 令和 7 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 24 号 令和 7 年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 25 議案第 3 号 令和 8 年度東庄町一般会計予算

日程第 26 議案第 4 号 令和 8 年度東庄町国民健康保険特別会計予算

日程第 27 議案第 5 号 令和 8 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 28 議案第 6 号 令和 8 年度東庄町食肉センター特別会計予算

日程第 29 議案第 7 号 令和 8 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算

日程第 30 議案第 8 号 令和 8 年度東庄町介護保険特別会計予算

日程第 31 議案第 9 号 令和 8 年度東庄町水道事業会計予算

日程第 32 議案第 10 号 令和 8 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算

日程第 33 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14 名）

1 番 海 宝 和 宏 君

2 番 渡 邊 幸 江 君

3 番 前 田 君 江 君

4番	岩井弘晃	君
5番	越川良男	君
6番	桜井莊一	君
7番	宮澤健	君
8番	大網正敏	君
9番	板寺正範	君
10番	佐久間義房	君
11番	高木武男	君
12番	鈴木正昭	君
13番	山崎ひろみ	君
14番	柳堀忠	君

○欠席議員

なし

○出席説明員（12名）

町	長	岩田利雄	君
副町	長	向後喜一朗	君
総務課	長	香取康成	君
町民課	長	宇ノ澤修	君
まちづくり課	長	堀江弘之	君
健康福祉課	長	高木多恵子	君
会計管理者		堀江香澄	君
病院事務	長	渡辺佳則	君
農業委員会事務局	長	竹田寿幸	君
教育	長	石橋宏克	君
教育課	長	郡伸明	君
生涯学習担当課	長	前田泰孝	君

○出席事務局員（3名）

事務局	長	布施光規
次	長	向後順子
主査		白石直人

(午前 10 時 00 分 開会)

議長（柳堀 忠君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和 8 年 3 月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番 高木武男君、3 番 前田君江君、両名を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 11 日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

令和 8 年 3 月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る 2 月 24 日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されています案件は、議員発議 1 件、決議案 2 件、町長提案 24 件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から 13 日までの 11 日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第 1 日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は 3 人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第 1 号を上程し、質疑・採決を行います。次に、決議案第 1 号及び決議案第 2 号を順次上程し、質疑・討論・採決を行います。続いて、同意第 1 号及び諮問第 1 号を順次上程し、採決を行います。続いて、議案第 11 号から議案第 20 号を順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第 2 日目の 4 日は、議案第 21 号から議案第 24 号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第 3 号から議案第 10 号までの令和 8 年度各会計予算を

上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託して、休会の件を図り、散会といたします。

第3日目の5日から12日までは休会といたしまして、この間、5日、6日、9日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第3号から議案第10号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わりにします。

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月13日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月13日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について、町長から3件の報告がありました。内容については、配布の印刷物のとおりとなりますが、その経緯等について説明願います。

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、専決処分の内容について説明いたします。お配りしてございます専決処分の報告についてをご覧いただきたいと思います。

内容は、交通事故3件についてでございます。全て和解の上、100万円以下の損害賠償の額に決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、

町長が専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をお願いいたします。

内容は、運行業務を委託しております町民バスによる物損事故に対する損害賠償となります。

事故の概要でございますが、令和7年11月1日、土曜日、午前8時頃、柏の葉運動公園第一駐車場内において、券売機を通過する際に接触し、バスの右側面及び後方のガラスを破損、また券売機のひさし部分や照明の固定材を破損させてしまったものでございます。

当該事故につきましては、次の3ページの和解条項の内容で損害賠償の額を決定し、令和7年12月10日に専決処分をしております。

続いて、4ページの専決処分書をお願いいたします。

こちらの内容は、町が運行業務を委託しています外出支援巡回バスによる物損事故に対する損害賠償となります。

事故の概要でございますが、令和7年10月28日、火曜日、午前10時58分頃、東庄病院敷地内において、車両をバス停に停車する際に、付近に停車していた相手方の車両に接触したものでございます。

当該事故につきましては、次の5ページの和解条項の内容で損害賠償の額を決定し、令和7年12月17日に専決処分としております。

次の6ページの専決処分書をお願いいたします。

内容は、町が所有する公用車による物損事故に対する損害賠償となります。

事故の概要でございますが、令和7年10月8日、水曜日、午後4時7分頃、香取市一ノ分目地先の商業施設から出る際に、相手車両に衝突したものでございます。

当該事故につきましては、次の7ページの和解条項の内容で損害賠償の額を決定し、令和8年1月28日に専決処分をしております。

今後、このような交通事故が発生しないよう、適正な安全運転管理に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。

議長（柳堀 忠君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以降の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配布の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和7年12月1日から令和8年2月15日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

最初に、総務課の関係でございますけれども、交通安全関係で、12月10日から12月19日までの10日間、冬の交通安全運動を実施いたしました。町内巡回広報の他、登校指導や街頭キャンペーン、夜間街頭監視などを実施しております。しかしながら、年末に香取警察署管内で死亡事故が発生し、管内に交通死亡事故多発警報が発令される事態となってしまいました。今後も更なる交通安全の啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に、1ページ目、下段の選挙関係でございますけれども、解散によりまして、2月8日に衆議院議員総選挙が執行されました。当日有権者は1万612人、投票者数は5,401人、投票率は50.90%でございました。令和6年総選挙執行時と比較しまして、3.91ポイントの減となりました。

続いて、4ページ目、上段から、町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、各種納税通知書、督促状の発送をしております。また、滞納処分といたしまして、財産差押えを実施しております。町税は、町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、戸籍住民票等関係で、6ページ目、上段の個人番号カード関係でございますけれども、期間中のカード交付件数は377件となっております。

続いて、８ページ目、上段から、健康福祉課の関係でございますが、子育て支援関係で、９ページ目、中段から、記載のとおり子育て応援祝金や出産・子育て応援交付金をそれぞれ支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援策の充実を図ってまいります。

次に、衛生関係でございますけれども、記載のとおり、健康増進事業や各種予防接種事業、１０ページ目に移りまして、母子保健対策事業や子ども医療費、高校生医療費対策事業を実施しております。

次に、１２ページ目、上段からの地域包括支援センター関係では、一般介護予防事業として、フレイル&介護予防運動教室や各地域へ出前講座を実施しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、１２ページ目、中段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で、舗装補修工事等７件の工事と、１３ページ目上段に記載のとおり、ＣＢＲ試験事業委託等６件の業務委託を発注しております。

次に、１３ページ目、中段からの住宅関係で、住宅取得補助金を４件交付しております。この補助金は、東庄町への定住促進を図るため、町に定住する意思を持って住宅を取得した者に対しまして補助金を交付するもので、若年層の定住の後押しをしております。

次に、１５ページ目、上段から水道関係で、仕切弁筐更新工事と漏水調査委託業務の２件を契約しております。

最後に、１６ページ目、中段からの東庄病院の関係でございますけれども、一日当たりの平均患者数は、一般病床入院患者数が約１８．６人、介護医療院入院者数が３７．１人、外来患者数が９９．１人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、教育委員会関係です。定例教育委員会を２回、実施しております。

続いて、学校教育関係でございますが、会議としましては、お手元の資料のとおり

り教育支援委員会を初め、様々な委員会や協議会を行っております。

次に、契約関係でございます。東庄小学校防犯カメラ設置工事他3件の契約を行いました。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、生涯学習関係に移ります。

初めに、生涯学習事業、社会体育事業です。東庄町杉の子サークルクリスマス会や放課後子ども教室などを行っております。

公民館事業、文化財事業としましては、お手元の資料にあるとおり、様々な講座、そして審議会等を行っております。

続いて、契約関係でございますが、旧橘小学校自動火災報知設置受信機更新工事を行いました。

社会教育関係につきましては、1月11日に令和8年二十歳の門出の式典を行いました。二十歳になられた成人の皆さんの門出をお祝いしたところでございます。

図書館関係につきましては、お手元の資料をご覧ください。

最後に、学校給食センター関係です。12月から2月の給食数、諸会議等については資料のとおりでございます。

指定寄附関係でございますが、千葉県養豚推進協議会様から豚肉1,800キログラムをいただきました。年間を通して学校給食用食材として使用させていただきます。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（柳堀 忠君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を一問一答方式で行わせていただきます。

最初の質問事項であります子育て支援について伺います。

先般、厚生労働省は2025年の人口動態統計の速報値を公表しました。外国人などを含む年間出生数は70万5,809人で、10年連続過去最少を更新しまし

た。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計より17年ほど早く少子化が進んでいるとのこと。国も地方も子育て支援に力を入れても、なかなか少子化に歯止めがかからない現状と思われます。

我が町としても、数少ない子供さん、そしてその保護者を力強く応援し、安心して子育て出来る環境づくりを推進し、更に若い世代がこの町で子育てしたいと思っていただける努力をしていくべきと考え、本日の質問をさせていただきます。

初めの質問要旨でありますこども家庭センターの現状と課題について伺います。

こども家庭センターは、令和6年4月の児童福祉法改正により、市区町村での設置が努力義務化され、妊産婦・子供・子育て家庭への包括的な相談機関であると認識しております。我が町は令和7年4月に新設されたと思います。これまでも子育て支援として、名称こそは様々変わってきていると思いますが、その時代に合わせて対応してきてくださったことと承知しております。このこども家庭センターの機能、役割について伺い、これまでの相談件数、相談内容についてもお聞かせください。

この後は自席にて行わせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町こども家庭センターは、令和6年4月の児童福祉法の改正により、これまで母子保健を担っていた子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担っていた子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を統合することが努力義務とされたことから、令和7年4月に開設いたしました。

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉の機能を連携しながら、子育て世代などに対する一体的な支援を切れ目なく対応することを目的としています。また、周辺の関係機関と協働しながら、地域中核機関としての活動も実施していきます。

職員配置としては、保健師2名、社会福祉士1名、保育士1名がそれぞれ保健衛生係と子育て支援係より兼務で配置されており、専門職で構成されています。

主な業務としては、妊娠期から子育て世代全般の相談業務を行っていく他に、合

同ケース会議の開催、関係機関との連携、地域資源の開拓などを行っています。

母子保健としては、地域の妊婦さんが安心して子供を産み育てられ、また、子育て世帯の方たちが安心して暮らしていけるよう、関係機関と協力しながら活動しています。

児童福祉としては、虐待ケースの対応や各保育園や小学校、中学校からの気になるケースの相談や対応などが主な活動となっています。4月から12月までの相談対応件数は293件となっており、主な相談種別は、要保護・支援児童等の相談対応が204件となっており、主な相談対応の経路は、保護者からの相談対応が105件、児童相談所からが69件、保育園・学校からが30件となっています。

これからの課題ですが、昨年7月から開始した子育て短期支援事業、こどもショートステイの充実、また、本年4月から開始予定のこども誰でも通園制度、産婦健診、1ヶ月児健診費用の助成などが挙げられます。

今後も地域の状況に合わせた資源の開発を関係機関と調整していく必要があると考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。ちょうど今月の広報東庄にこのことを載せてくれていました。とてもタイムリーで良かったと思います。

相談件数は、私が思っていた以上に多いことに驚きました。相談内容も様々かと思いますが、これまで大きな事案につながるような案件はなかったのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

これまで大きな事案につながるような案件はありませんでした。相談内容が重篤な事案については、管轄の児童相談所と緊密に連携を取り、対応に当たっている状況です。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。少し安心いたしました。この中で、子育て短期支援事業の充実とありますが、これは、保護者の病気、出産、育児疲れ、仕事などの理由で一時的に子供の養育が困難になった際に、乳児院や児童養護施設等で一定期間、子供を預かる行政サービスかと思いますが、詳しい内容をお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

昨年7月から開始した子育て短期支援事業、こどもショートステイですが、令和8年1月末現在の利用者はありません。特に利用が必要と思われる家庭への勧奨は数件ありましたが、実際の利用にはつながっていない状況です。

今後は、広報やホームページなどの媒体を通じて利用に向けて周知していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知いたしました。先程の課長の答弁にもありましたが、新たな事業を開始するにも、環境整備が不足していることは推察されます。いつでも安心して保護者が利用出来る体制づくりが必須かと思えます。

昨今の子育て世代は、私などの考えが及ばないほどに変化してきていますので、担当課としてはご苦労があるかと思いますが、近隣の自治体の情報等も取り込みながら整備していただくことを望みます。

次に、子供の虫歯罹患の現状と対策について伺います。

子供の頃の口腔環境は、生涯の健康を左右すると言われております。近年はあまり噛まなくても食べられる柔らかい食べ物が増え、顎が十分に成長していない子供たちが多くなっているとのこと。

また、永久歯が生え始めるのは6歳前後、全て生えそろうのは12歳前後で、永久歯が完成する高校生頃までの口腔ケアが重要になると言われております。

そのようなことから、この時期に虫歯をつくらないことが将来の歯の健康につながるということです。数年前の幼児健診の統計で、我が町の子供の虫歯の罹患率が驚くほど高く、悪い状況にあるとのデータを見て、私は現状をお聞きするため、令和元年の一般質問で取り上げさせていただきました。その後はどのような状況にあるか伺い、その対策として、現在なされている取組があるか伺います。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町の幼児の虫歯罹患率は徐々に減少傾向にあります。1歳6ヶ月児健康診査での罹患率は、令和4年度から令和6年度では0％となっており、令和5年度における県平均0.59％を下回っています。3歳児健康診査での罹患率は、令和5年度が7.1％と同年の県平均6.8％を上回ってはおりますが、翌令和6年度には5.6％と、徐々にではありますが、減少へ向かっています。

町の対策としましては、各健診や相談事業で歯科衛生士による歯科指導等を行っている他、町内の保育園、こども園に歯科衛生士、栄養士、保健師が訪問し、ブラッシング指導や歯科の健康教育等を行っています。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

虫歯の罹患率が改善されていると伺い、少し安心いたしました。子供の口腔ケアの多くは、親の責任のもとにあると考えますが、大事な時期に虫歯になってしまうことを防いであげられればと考えます。

そこで、歯科医師が推奨するフッ素洗口といって、フッ素水溶液でぶくぶくうがいをする虫歯予防法があります。学校や幼稚園等で導入されているところがありますが、我が町の取組の状況をお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

フッ素洗口は、フッ化物洗口とも呼ばれ、フッ素水溶液を用いてぶくぶくうがいを行うことで、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて虫歯を予防する方法です。町では、令和6年1月から3月にかけて、東庄小学校4年生の希望者を対象に試験的にフッ化物洗口を実施しましたが、その後は実施していないため、今後の実施に向けて教育課との連携を図ってまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

令和6年1月から3ヶ月のみの実施だったのでしょうか。私はその後も継続して実施されていると思い込んでおりました。再度、現状をお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和6年1月から3月にかけて限定的に小学校4年生の、しかも希望者を対象に試験的に行ったのみで、その後、令和6年度、7年度は実施していないということの報告を受けております。

私からは以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

先生方のご苦労もあるかと思いますが、教育委員会と連携を取って、是非、これは進めていくべきだと思っております。

つい最近の文科省が発表した学校保健統計調査の結果ですけれども、虫歯の罹患率はすごい勢いで減っています。これは文科省の方も学校での歯磨き指導の効果や各家庭の健康意識の高まりなどが影響したのではないかと書いてありました。習慣

というのはとても大事なことで、良い習慣は続けていくべきでありますので、是非、教育課と連携を取っていただいて、今後も続けていっていただきたいと思います。

それでは次に、質問事項2の高齢者支援について伺います。

町としては、これまでも高齢者のための環境整備として様々取り組んでこられました。社会情勢が変わり、理想と現実の狭間もあり、一気に解決するところにはいかなないと理解いたします。何より高齢者が元気で生きがいを持って生活出来るようサポートすることが大事かと考えます。

昨今は、介護保険を使い、様々なサービスを利用している方が大変増えております。それは家族等の負担を軽減するというメリットがあり、必要なことと認識しております。しかし、要介護の状態にならないで、日々元気に暮らせることが一番ではないかと考えます。現在、高齢者のための居場所づくりとして、特に力を入れて取り組んでいることがあればお聞かせください。各地区の集会所等を利用して、こじゅりん体操を含め、出前講座の充実を図られていることも伺っております。現状とこれからの取組についてお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、高齢者が元気に出来るだけ長くご自宅で生活出来ることを目指し、地域の中で介護予防が出来るよう、令和2年にこじゅりん体操を作成しました。その後、こじゅりん体操を地域で実施する自主グループの立ち上げに取り組んでまいりました。現在では、笹川地区で5ヶ所、神代地区で2ヶ所、東城地区で3ヶ所、橘地区で1ヶ所の合計11グループが活動しています。活動場所は、地域の区民館やふれあい公園、ふれあいセンター、町公民館などとなっています。

また、その自主グループを通いの場としていただくため、令和2年に高齢者のサロンの運営に対する補助金を整備しました。現在は月2回以上の活動がある九つの自主グループや認知症を予防するため健康マージャンや仲間同士で楽しむことを考えて活動するグループが高齢者サロンとして補助金を利用されています。

高齢者サロンでは、補助金を活用し、電車や町民バスを利用して外出したり、外

部からボランティアグループを呼んでお楽しみ会を開催したり、お茶会を開催したりと、自分たちで楽しめることを考えて活動されています。

地域包括支援センターでは、月一、二回、サロンを訪問し、出前講座として介護予防等に関するミニ講座やレクリエーションを提供すると共に、サロンの継続の支援を行っています。また、新規のサロンの立ち上げの支援も実施しており、代表者の方や地域の区長さんとの相談、開催チラシの作成、配布などの支援を行っている状況です。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

担当課の皆さん、そしてまた町民の皆さんのご協力のもと、新たにサロンを立ち上げられ、参加者も増え、多くの高齢者が元気になっていただくことは大変喜ばしいことであります。これからも継続し、新規開拓も出来ることを期待しております。

そこで、この高齢者サロンに集う方は70代後半から80代、90代の皆さんかと思われます。私はその少し前の年代の方たちについて考えてみました。現在の町のシルバー人材センターの登録者は60代、70代の方が大半かと認識しております。私は、その機能強化を提案したいと思います。

現在、事務所はオーシャンプラザの建物の中にあり、作業場は旧橘幼稚園を使用していると思います。私はこれまで何度も事務所と作業場を同じ場所にして、仕事があってもなくても集える場所にすべきと訴えてきました。現在、会員の方が事務所に顔を出すのは、仕事が完了し、作業確認の書類を提出する時だけになっているようです。仕事の内容等で、多く働いている方とそうでもない方がいます。仕事があってもなくても気軽に立ち寄れて世間話が出来るようにすることが大事かと考えます。

家から外に出て、人と会って会話する。これは認知症予防だけでなく、生きる活力になると思います。事務所は現在の場所ではなく、今の作業場のところか旧橘小学校の場所に移すことを提案したいと考えますが、見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町シルバー人材センターでは、多様化する働きたい高齢者のニーズに対応した就業機会の確保拡大に取り組んでおり、令和8年1月末現在150人の会員が在籍し、様々な仕事に従事されています。ただいま議員から提案のありました旧橘小学校は、以前より世代間交流センター「憩いの里」としての利用と、それに加え、町の防災備品、災害対応資機材、避難所用品の保管場所、そして閉校した小学校の郷土資料や文化財の保管場所としての活用、東庄町公民館石出分館に設置されていた教育支援センター、不登校児童生徒支援センターを移設して活用する旨、昨年2月の臨時議会全員協議会で報告しています。

また、旧橘幼稚園は、議員がおっしゃるように、障子の張替え等で一定の広さが必要な場合は、こちらで作業を行っている状況です。旧橘幼稚園には、会員の安全就業に関する講習会や交通安全教室を行うために必要な十分な広さの部屋もあるため、施設を有効活用出来るものと考えます。高齢者が気軽に集える場所として、また、高齢者が生き生きと生涯現役で暮らせるまちづくりに向けて、シルバー人材センターの移転を前向きに検討していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

前向きな答弁ということで、ありがとうございます。是非、移転して、シルバー人材の本来の目的は仕事派遣業務だと思いますけれども、やはり誰もが気軽に立ち寄れる場所をつくっていただけたらと思います。

かつて議員でも学校跡地利用で視察に行かせていただいたことがありました。シルバー人材センターの事務所、その上には高齢者が、仕事があってもなくても集える場所をセッティングしてありました。それを見て私はうちの町もこういうのが必要ではないかなと思ったので、何回も何回も言わせていただいております。

これからもしシルバー人材センターの事務所が移転されれば、現在の場所は空きますので、手狭になってきている福祉、保健に関わる場所として活用出来るのではないかと考えます。決してシルバー人材センターの事務所を外に追いやるというこ

とではありません。これまで以上に高齢者の生きがいと地域社会の活性化を推し進めるものと考えております。関係者の意見等を伺いながら、是非進めていっていただきたいと思います。

以上で本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時55分からとします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時55分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

4番、岩井です。よろしくお願いいたします。早速本題に入らせていただきます。

先日、衆議院総選挙が行われました。去年は参議院選挙、そして今年は東庄の町長選挙が行われます。なんやかんやで毎年のように選挙をしているような感覚であります。私自身は議員になる前は、選挙のことなんてあまり気にしたことがありませんでした。それなりに政治に興味を抱いていたつもりでしたが、今思えばお恥ずかしい限りです。しかし、そういった感覚の方も最近では多いのではないのでしょうか。

よく考えてみれば、これは深刻な問題です。選挙は言うまでもなく、自分の意思を投票という形で表すということであり、それが政治そのものにつながります。投票率が低くなればなるほど、政治がごく一部の思いで動いてしまうという可能性が出てきます。民主主義の日本にとって、これは致命的になりかねません。

そこで、我が町の選挙に関してですけれども、一つ目の質問事項として、選挙における投票率についてお伺いいたします。

質問要旨1は、主権者教育の観点から見た投票率の現状認識と向上策についてです。

我が町で行っている中学生議会などの主権者教育は、投票率を向上させる意味合

いもあると思いますが、その観点から見て、東庄町の投票率は現状十分と言えるのでしょうか。近年の状況を聞いていますと、決して高いとは言えないと思っております。やはりまずは大人がしっかりと政治や社会、ひいては選挙に関心を持たなければ子供たちに示しがつきません。

先程も申したように、今年は大事な町長選挙もあります。町の命運がかかった選挙であります。他の市町村と比べて、投票率の高い、低いと言わず、東庄町独自で少しでも高い投票率を目指し、町民一人一人に町への関心を持ってもらうことが今後の発展に大きく影響してくると思います。

その上で、投票率の現状認識を伺うと共に、投票率を上げるための施策を併せて伺います。

例えばですが、他の自治体では、バスを用いて移動支援をしたり、投票済証のようなものを作り、いわゆる選挙割特典が受けられるような取組もあるようです。

また、投票所で若者に立会人になってもらうというケースもあると伺います。

いろいろとあるようですけれども、当町の見解を伺います。以降は自席にて質問させていただきます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、当町での投票率については、横ばいから、最近につきましては下降傾向にあります。先日執行されました衆議院議員総選挙の投票率ですけれども、50.90%でした。平成10年代の選挙投票率ですと、約65%から77%の間で推移しておりました。

また、投票率が高い傾向にあります東庄町の議会議員一般選挙に関しましても、直近の令和5年執行時は投票率57.42%ですが、平成10年代の時には70%台後半で推移をしておりました。

投票率の向上を図るためには、2点の施策があると考えております。

1点目として、投票に係る利便性の向上を図ることが有効と考えます。そのための施策といたしましては、投票所への移動支援や出張投票所の開設などが有効と認識はしておりますが、東庄町の財政規模や職員の体制等を踏まえると、現時点にお

いて直ちに実施することは困難であると考えております。

2点目としまして、選挙への関心を高めるための施策を実施することが有効と考えております。議員のおっしゃるとおり、投票済証を町内で特典を受けられるようにするということの施策がありますけれども、財政面や公平性の観点から、こちらについてもなかなか難しいとは考えております。

投票立会人を高校生などの若者が経験することによりまして、学校や家庭で選挙が話題になることが多くなり、選挙を自分ごととして捉えるようになるには良い機会ではないかと考えております。

また、中学生のみならず、小学生を対象に政治に関心を持ってもらうための出前講座を行うことも有効と考えます。全国的な事例として見てみますと、議員さん自らが学校に赴き、政治への熱い思いを語ったり、児童生徒と一緒にグループワークを行うことで、政治への関心の掘り起こしにつながっている事例などが多く見受けられました。

また、町教育委員会では、現在、年3回、コミュニティスクールを開催しております。その中の議題として、選挙を扱っていただくことも有効ではないかと考えております。

何はともあれ、働きかけをしないと政治に関する関心は薄まる一方だと危惧しております。今後も町の実情に即した形で選挙に関する周知啓発の充実、また、実施可能な工夫を重ねることにより、政治への関心を高め、投票率の向上へとつなげていくための取組を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

まさに今、課長のおっしゃるとおりで、このままだと政治への関心は薄まる一方だと私も思います。先日の衆議院の選挙では、投票率50.9%ということで、裏を返せば二人に一人が行っていないという状況であります。しかし、高い時では70%を超えていたということで、今思うと、なかなかすごい数字だなと思います。本来はこのぐらいいってほしいなというところでありますけれども。そして、移動支援などは財政的に難しいということですので、他の方法を考えるしかないのかなと思います。立会人に高校生というのは、是非、挑戦していただきたいと思います。

私も高校で学生と話していると、実は政治に興味があるという子がかなりいるんだなということを感じております。今、課長がおっしゃったように、自分ごとに転換してもらうことが本質的な解決につながると思います。中学生議会で議員体験をするくらいの世代の子供たちに、どうやったら投票率が上がるのかを考えてもらうというのも、自分ごとへつなげる一つの方法かもしれません。

それから、ご提案いただいた議員の出前講座に関してお聞きしますが、議員が自ら企画、提案した場合に、現状の学校現場では受け入れられる体制は出来ているのでしょうか。

それからもう一点、今年は町長選挙もあるので、広報で選挙特集のような企画をし、投票率が下がっていることを周知し、このままでは町の衰退につながりかねないという、まさに危機感を喚起することは出来ないでしょうか。一種の主権者教育として、投票するということはどういうことなのか改めて考えていただくのは有効だと思います。

同時に、議会だよりでも扱うことで相乗効果を狙いたいところではありますけれども、以上、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員の皆様による出前講座についてですけれども、町教育委員会に確認しましたところ、議員個人での申出は難しいとのことでしたが、東庄町議会として各議員を派遣いただくことについては、日程などの調整により可能との回答がございました。

また、今後執行される町の選挙について、広報紙で投票率低下による政治の危機を訴え、投票を喚起することも有効と考えております。

また、東庄中学校では、生徒会の選挙の際に町が投票所で実際に使っている投票箱など、こちらを町の選管から借用して中学校の選挙を執行しているということもございます。

このように実際の選挙、投票に触れる機会を設けられるよう、各種施策を進めていきたいと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

出前講座に関しては、議会として計画すれば可能かもしれないということで、ありがとうございます。これは議長初め、先輩方と要相談かなと思います。個人的には、町の未来のためにも実現させたいところですが、これは後ほどご相談するとしまして、それから、広報での喚起は有効との見立てをいただきましたので、是非、お願いいたします。

中には、選挙や政治そのものに、言わば諦めのような感覚を抱いている方も少なくないと思いますが、行動しなければ回り回って自分の首を絞めかねません。危機感というものをうまく活用して投票に促せたら、本質的な解決に向かうような気がいたします。各種政策へ前向きに進めていただければと思っております。

続いて、質問事項 2、商品券等発行の効率化についてということですが、質問要旨 1、発行コスト削減策についてお伺いいたします。

くらし支援券ということで、いわゆるクーポン券が発行されました。過去にも商品券やクーポン券などの発行はありましたが、いずれも紙での発行で、関連コストがそれなりにかかっております。もちろん一定のコストは仕方ないのですが、様々な分野でデジタル化が進んでいる昨今、効率化の観点からも、やはりどこかのタイミングで考え直すべきではないでしょうか。

高齢者のデジタルデバイスの浸透がまだまだであるということはもちろん承知の上ではあります。しばらくコストがかかるのを前提に、紙とデジタルで併用し、少しずつでも切り替えていく方法か、または任意でデジタル商品券か別のもの、例えばですが、現金給付などを選ぶようにする手もあります。現金給付に関しては、必ずしも町に対して経済効果があるとは言えませんが、選択肢としてはありなのかなと思います。

また、自治体によっては、QRコードが印字されたカードを発行し、それを店舗で読み取ってもらうことで商品券同等の効果を得られるようにしているケースもあるとのこと。はがき 1 枚で済めばコストは減るのではないのでしょうか。中には、地域独自のデジタル通貨やポイントを導入しているところもあるようです。システムの構築にあたって、初期コストはかかりますが、それ以降は抑えられるというこ

ともあります。

また、P a y P a y などの既存のプラットフォームを活用し、ポイント還元をする場合もあるようです。とても今どきだなと思います。

いずれにしても、いつまでも高いコストをかけ、紙での発行というのは、総合的に考えるとやはり切替えの検討は早めにするべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

商品券やクーポン券の発行については、町民の生活支援や地域内消費の喚起に資する一方で、紙で実施する場合、印刷や郵送等の費用に加え、その後の精算や問い合わせ対応などの事務負担も発生しますので、町としても効率化は重要な課題と認識しております。

デジタル化については、利便性向上が期待出来る反面、デジタルデバйдへの配慮、それから店舗側の対応、障害時の対応、不正防止など、整理すべき点が何点かございます。

今年度の補正予算で計上した事業ですけれども、給付型の商品券であります。こちらについて、仮にP a y P a y などの既存プラットフォームを活用する場合においても、現時点では紙方式と経費がほぼ同程度になるという試算となっております。

一方、プレミアム付商品券のような購入型の場合においては、経費が抑えられる可能性もあるということで認識しております。

また、当町の商品券等については、定期発行ではなく、国などの交付金などがある場合に実施しているため、次回の事業実施時期が見通しにくいこと、また、交付金事業は迅速な執行が求められることから、店舗側の対応が時間的に難しい点などを含め、町独自の新規システム構築は費用対効果の面で慎重に判断する必要があると思います。

次回以降、事業形態、こちらが給付型なのかプレミアム付きなのかというような点などを踏まえまして、また紙や既存のプラットフォーム、QR付カード等のハイブリッド方式を総合的に比較し、確実に効率的な手法を検討してまいりたいと思い

ます。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

大胆に商品券やクーポン券を配るという起点から見直して、そもそもの目的から施策自体を切り替えるというのも、もしかしたら一つありなのかなと思います。現状でも様々な試算がされているということで、動きがあることが知れたのは良かったなと思います。ちなみに、クーポン券や商品券の利用率というのは、近年どのぐらいを推移しているのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、まず、クーポン券の利用率ですが、令和6年度、ふゆのあったかクーポンコジュリン3000、こちらは94.0%、令和5年度、ふゆのあったかクーポンコジュリン3000、こちらは92.0%、令和4年度、ふゆのあったかクーポンコジュリン3000、こちらは98.2%となっております。

また、商品券につきましては、令和3年度、プレミアム商品券は99.6%、令和2年度、プレミアム商品券は99.5%となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。クーポン券、商品券共に、発行した際には、使用率はかなり高いということで、この高水準を保つのは、デジタルに移行した際はなかなか難しいかもしれません。ただ、財政的に余裕がないという回答をこの一般質問でもよくいただくわけですから、出来るところからコスト削減は考えていく必要があるのかなと思います。職員の方々の労働コストというものも含まれるので、どこかのタイミングでデジタル化に移行を開始すべきと考えます。

デジタル化が進めば、他の分野でも効率化が図れます。スマホを持っていない高齢者も、何かしらきっかけがないとスマホ自体に挑戦しようという気にならない場合もあるかもしれません。

ただ、現状では、様々検討した上で紙の発行をしているということなので、この質問に関しては以上にしたいと思います。

次回、こういうクーポン券のようなものを発行する際は、コストの面、効率化の面、是非もう一歩突っ込んで検討をお願いいたします。

では、続いて、質問事項3、若者の仕事についてということで、まず要旨1ですが、若年層流出の実態把握と現状の対策はということで、若年層が町外に流出してしまっているのはかねてから言われておりますが、その実態、理由はどこまで把握出来ているのでしょうか。単に進学のためなのか、働く場所の選択肢の問題なのか、他にもどれだけ理由があるのか。進学後、東庄町に戻って来てもらう若者を増やすためにも、分析は重要だと考えます。また、現状で流出を防ぐために何かしていることがあれば教えてください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

若年層の町外流出の実態につきましては、住民基本台帳人口の年齢別人口を年度比較することにより把握に努めております。過去3ヶ年の推移を見ますと、令和4年の町総人口1万3,287人に対し、令和7年は1万2,513人と5.8%の減でございますが、こちらに対しまして、15歳から29歳までの若年層では、令和4年の人口1,521人に対し、令和7年は1,368人と、10.1%の減となり、若年層の減少率の方が町全体の減少率よりも大きくなっております。

若年層については、大学進学や就職を契機に転出することが多くなるものと推測され、また、男性に比べ女性の転出が多い傾向にございます。

今年度を実施しました総合計画策定に関する住民意識調査において、今後の町への定住の意向ということを伺っております。

今後も住みたいと思う方の割合が、町全体で76.6%だったのに対し、10代から20代の若者世代が思う割合は50.0%と、全世代のうち一番低い割合

でございました。

この理由としては、働く場が不十分、道路・交通の便が悪いなどの意見が多数回答されており、町内での就職先が少ないことや、本町から通勤、通学出来る範囲に大学や就職先が少ないことが考えられます。

また、現状で流出を防ぐために何かしていることはありますかとのご質問ですが、人の流出を止める手立ては非常に難しいと思われませんが、こういった中ではありますけれども、町としましては、生まれ育った東庄を愛する心、いわゆる郷土愛を育むために郷土の歴史や自然・伝統・文化などを理解してもらうための教育が大切であると考えます。例えば、東庄小学校、東庄中学校で、様々な形でふるさと教育を充実させております。

また、生涯学習においては、歴史・自然・文化など、様々な講座を充実させているところであります。

その他の取組といたしましては、奨学資金利子補給事業、奨学基金事業、結婚新生活支援事業補助金、住宅取得補助金、創業促進支援事業補助金など、若者のライフステージごとに様々な支援を行っております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

若年層の減少率はやはり高いということで、加えて東庄町にこれからも住みたいと思っている割合が半分程度という結果、これは危機感を持って様々なアプローチをしていかないと手遅れになるような気がいたします。

理由としては、やはり働く場所の少なさ、各方面のアクセスの悪さが影響しているとのこと。これはすぐにどうこう出来る課題ではありませんが、それでも策を講じていかねばなりません。また、教育の観点から、郷土愛を育むということはとても大事だと思います。私が小中学生の頃は、そういった活動が盛んだったという記憶は正直あまりなくて、むしろ大人になってから町の魅力や伝統を知ることの方が多いような気がします。もし、もっと小さいうちから気づけていたらと感ずることでも少なくありませんので、是非このふるさと教育に関しては、より充実させていただきたいと思います。

それから、各種挙げていただいた支援ですが、実際の活用状況はいかがでしょうか。若者にもアプローチ出来ている状況でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

いずれも今年度、現在の執行状況でございますが、まず、奨学資金利子補給事業については、31人に対しまして、合計79万4,191円の利子補給を行っております。

奨学基金事業は、4人の奨学生に1人当たり50万円、合計で200万円の奨学金を支給しております。

結婚新生活支援事業補助金は、2組のご夫婦に合計60万円の助成を行っております。

住宅取得補助金は、8名に対し、合計400万円の助成を行っております。

創業促進支援事業補助金は、4事業者に合計で316万7,000円を助成する見込みとなっております。

奨学基金事業や結婚新生活支援事業については、若者を対象とした支援となっておりますけれども、住宅取得補助金や創業促進支援事業補助金につきましては、年齢要件を設定しておりませんので、幅広い世代を対象とした支援となっております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

様々な取組をしていただいていることにまずは感謝いたします。

ただ、若者にピンポイントで支援が十分に届いているかというと、人数的にもまだまだ伸び代があるように思います。

関連して、質問要旨2にまいります。要旨2は、多角的な支援は出来ないかということで、若者を支援することは、町にとどまってもらうことにつながるわけですが、ただ、対象が若者も含まれるというのと若者ピンポイントでの支援は捉え方が大きく変わっていきます。当然、ピンポイントで支援してくれていると感じてもら

った方が町への印象はいいはずです。そういった視点に立ち、若者向けの起業支援や住宅補助は出来ないものでしょうか。

先程の働く場所が少ないという課題に関しては、若者が東庄町にある働き場自体を知らないというケースもあるかと思います。情報のミスマッチを解消することも一つの支援ではないでしょうか。

親が子供に対して、仕事の選択肢が少ないことを理由に都内に出た方がいいと促すケースも耳にいたします。であれば、親世代にも、町内にも様々な仕事があるという認識を持ってもらうことも必要ではないでしょうか。

また、空き家や空き店舗を活用しての起業をしやすいということは出来ないでしょうか。商売を始めるハードルを下げれば、町での挑戦がしやすくなります。これらの点、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、若者に対象を意識した支援につきましては、大変重要であると認識しております。

現在、町では、創業希望者に対する相談支援や商工会と連携した起業支援、住宅取得補助金制度、移住定住促進施策などを実施しておりますが、制度の多くは、年齢要件を限定していない仕組みとなっております。

現状を申し上げますと、起業支援につきましては、商工会と連携し、起業相談や創業セミナーのご案内、創業後の経営指導、各種補助制度のご案内などを行っており、若年層の創業も対象としております。

住宅補助につきましては、定住促進を目的とした住宅取得等への補助制度を設けており、40歳未満の方を対象とした加算措置を設けるなど、若年層の定住を後押しする仕組みとして運用しております。

空き家につきましては、総務課において空き家バンク制度を運用し、物件情報の提供を行っております。一方、空き店舗につきましては、現時点での情報の集約、整理が十分ではなく、創業や新規出店への活用には至っていないのが実情でございます。

町内の仕事情報の発信につきましては、求人情報コーナーを役場内に設置、また、ハローワーク、求人情報を町ホームページに掲載するなどし、広く周知をすると共に、企業情報の紹介を行っております。今後は、各施策の連携や情報整理を進め、若年層にも活用しやすい制度体制と支援体制となるよう、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。是非、若者ピンポイントの支援策もお願いいたします。

先程も申しましたが、若年層も含まれるのと若年層が対象では、受け取り方が違います。抽象的に思うかもしれませんが、この感じ方というのはとても大事だと思うわけであります。町が若い自分を応援してくれていると肌で感じる事が出来れば、その後に必ずや、つながってくるはずです。

それから、空き店舗に関しては、ホームページの空き家バンクの紹介ページと分けて紹介したり登録を募ったりは出来ないものでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

空き店舗につきましては、先程申し上げましたとおり、町として情報を一元的に把握している状況ではございません。専用の登録制度も設けておりません。

ご提案のように、ホームページ上で空き家バンクと、これとは別に、紹介ページを設けることは一つの方法ではございますが、物件の把握方法であったり、所有者の掲載同意、情報の更新管理、契約上のトラブル防止への対応など、整理する課題があると認識しております。そのため、直ちに制度化することは難しいと考えてはおりますが、まずは町内の空き店舗の実態やニーズの把握に努めてまいります。

当面は、既存の創業相談の中で個別に相談に応じながら、空き店舗の活用を推進したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

選択肢が少ないなら自分で仕事を生み出そうと、お店を始めてみようと潜在的に考えている若者もきつというはずです。空き店舗バンクのようなものは現状難しいとのことですが、現状、出来るだけの情報収集と情報発信をお願いしたいと思います。

空き店舗を利用してほしいと思っている持ち主側のニーズもあるかもしれませんので、是非お願いいたします。

多角的な支援ということで、もう一つお聞きいたします。

町で働いてもらうための策として、東庄町近隣の高校に対してのアプローチや地元での就職を促すような説明会など、もっと盛んに出来ないものでしょうか。

東庄町のホームページや公式LINEもうまく活用出来る方法があればなお良いと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地元の高校生へのアプローチは大切なことと町も認識しております。近隣高校への町内企業情報の提供、そして高校生を含む若者世代向け企業合同説明会などの開催などを検討してまいりたいと思います。

また、公式LINEなど、SNSの活用についても同時に検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。是非、検討の方も加速していただければと思います。まずは知ってもらうことが第一ですので、地道に始めていくしかないのかなと思います。

説明会も初めのうちは参加者はまばらかもしれません。そもそも若者が減ってい

ることもありますので、ただ繰り返し諦めずにやっていくしかないのかなと思います。開いていく中で、一人でも町に残り就職してくれる人材が現れれば、町にとっては貴重な一人となります。我々議員も若い世代の方たちと積極的に交流していきたいと思っておりますが、町の方からもアプローチを継続して、そして熱烈にお願いいたします。

最後です。四つ目の質問事項ですが、移住者サポートの取組ということで、質問要旨1、移住コーディネーターの設置について伺います。

昨年、議員研修で伺った中之条町では、移住コーディネーターの設置により、移住定住施策が進んでいました。これにより移住者が増えることも見込めますが、移住後の満足度を上げるということにもつながります。近隣では、多古町でも取り組まれています。地域おこし協力隊が担っているという自治体もあります。昔からの町民が担う場合と移住者が経験をもとに担う場合と、どちらもメリットはあると思います。

空き家バンクもその機能を十分に生かすには、コーディネーターのような存在は必要ではないでしょうか。外部に委託している自治体もあるようですが、その選択肢も含めて当町でも設置出来ないでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、移住者の増加や移住後の満足度を上げ、定住していただくことを目的に、多くの市町村で移住コーディネーターや地域おこし協力隊を設置しております。

現在、移住希望者からの相談については町職員が応じておりますが、近隣市町などと合同で行っている移住相談会などには、現在、町で委嘱しております地域おこし協力隊員が町職員と一緒に参加し、ご自身の移住体験に基づき、移住相談などを行っております。

議員のおっしゃるように、空き家バンクの有効活用を図り、移住定住者を増やしていくためには、昔からの町民で地域の実情を分かっている方、あるいはご自身の移住体験に基づき移住定住の推進を担っていただける方を移住コーディネーターと

して委嘱すること、あるいは、移住定住対策を専門とする地域おこし協力隊を募集することも有効であると考えております。

多古町や中之条町などの事例を参考に、本町でもどのような対策が出来るか検討し、進めてまいりたいと思います。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

是非これはやっていただきたい施策の一つだと考えます。ただ、きちんとした業務としての移住コーディネーターというものがもし現状難しければ、まずは相談員のような感じでハードルを下げ、町のいろいろをよく理解している方につなげてあげるだけでも良いのではないのでしょうか。そういった活動であれば、進んで協力してくれる住民はいると思いますが、いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご提案でありますけれども、議員のおっしゃるように移住相談があった場合には、地元のことをよく理解されている方におつなぎすることで、移住の推進が図られるというふうに思います。個別の物件に対する相談があった場合には、その地区の実情をよく理解されている方を紹介するなどして移住の推進に努めてまいりたいと思います。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

きっと張り切って協力してくれる住民の方はたくさんいると思います。移住を考えている人にとって、地元民の温かい対応というものに触れることで、それ自体が決め手になることもあるかなと思います。役場職員の方々だけでなく、いい意味で住民を巻き込んだ移住政策を行っていったら効果的だなと思っております。

そこで、そもそもですけれども、現状ですと年間何件ぐらいの移住相談があるの

でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

問い合わせ等、全ての移住相談件数については把握はしておりませんが、直近3ヶ年の移住相談会、こちらの実績としまして、令和5年度は2回の相談会に参加いたしまして、3人の相談がございました。令和6年度は3回の相談会に参加しまして、15人の相談を受けております。令和7年度は4回の相談会に参加いたしまして、10人のご相談を受けております。

また、その他、現時点での空き家バンクの利用者の登録人数、こちら全体では31件ありますけれども、そのうち町外の方の利用者登録は21件の方が登録をされております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

相談に来た方々が全て移住してくれるということはまずないでしょうけれども、やはりコーディネーターがいれば移住の可能性が高まるはずです。また、相談会も開きやすくなるのではないのでしょうか。

それから、移住につながったらそれでおしまいではなく、その後の生活が当然待っているわけです。移住後の不安感や心配事などを気兼ねなく相談出来る存在というのは大きいのかなと思います。専任のコーディネーターを目標に、この件に関しても、まず出来ることから地道に始めていけたらと思います。

空き家バンクに関しては、まだちょっと登録件数自体が少ないなというものの、私自身見て感じるものもありますので、その辺の登録に関しても今まで以上に力を入れていただければと思っております。

以上で一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

(午前 11 時 37 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11 番、高木武男君。

11 番（高木武男君）

11 番、高木です。ポーク&ビア夏祭りについて、一般質問を行います。

このイベントは、年々来場者が多くなっており、本当に喜ばしいことですが、所期の目的とは少しかけ離れているのではないかと思いますので、質問させていただきます。

最初は、町内の飲食店などの出店があったようですが、今では出店者なしと聞いております。また、イベント会場の周りの方々は、騒音で非常に迷惑していると言っております。役場の職員の方々には、猛暑の中、休日はゆっくりと休みたいと思うのが人情ではないでしょうか。

このイベントにおいて最大の弱点は、道路交通法上、酒気帯び運転の禁止及び車を運転する恐れのある者に対して、酒類を提供したり、飲酒を勧めたりする行為は禁止されていることです。飲酒をするイベントであることを認識しながら、車での来場者は約 3,000 人おります。統計学上、数十人以上の飲酒運転者がいるものと思われま。

道路交通法上、酒類を提供した者には 3 年以下の懲役、または 50 万円以下の罰金が科されます。令和 3 年 6 月には、八街市において小学生 5 人が死傷する痛ましい事故があったばかりです。当時の菅義偉総理大臣が事故現場に献花し、黙祷しました。飲酒すること自体は法令に違反するものではありませんが、お酒を飲んで車を運転することは、道路交通法上、認められていません。八街市のような飲酒運転による事故をなくしたいという思いから、酒を飲んでの運転はもちろんのこと、車を運転する恐れのある者に対して酒類を提供したり、勧めたりすることも道路交通法で罰則が規定されたものと認識します。

今、車社会と言われ、一人一台車を所有する時代です。安全運転を心がけていて

も事故は絶えず起こるものです。交通事故の中でも痛ましい死傷事故は、スピードの出し過ぎと飲酒運転が主たる原因でしょうか。このイベントに車での来場者は酒気を帯びて車両等を運転する恐れがあります。イベントの来場者に酒類を提供し、または飲酒を勧めているのではないのでしょうか。これは、道路交通法第65条第3項に違反している恐れがあります。中止を検討すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。以降は自席より行います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議員のご質問にお答えをいたします。

本イベントは、町内の任意団体が主催する地域活性化事業であり、町は補助金の交付と事務的な支援を行っております。

来場者が増えているということは、地域の賑わいづくりや町の認知度向上の面で一定の効果が出ているものと受け止めております。

一方で、酒類を提供する催しである以上、飲酒運転の防止は極めて重要であり、町としても強く意識しているところでございます。飲酒運転は重大事故につながる危険な行為であり、当然ながら容認出来るものではありません。これまで主催者においては、ハンドルキーパーの呼びかけ、会場内放送や大型表示による注意喚起、代行運転の案内、駐車場での表示、警察への事前連絡など、一定の対策を講じているところでございます。

ご指摘の道路交通法の規定につきましては、酒類提供時に運転予定であることを認識出来たかどうかなど、個別の状況により判断されるものと理解しております。そのため、来場者の中に車利用者が含まれているという事情だけで直ちに違反と評価されるものではないと整理しております。現時点では、具体の違反事実が確認されたとの報告は受けておりませんが、法令の趣旨を踏まえ、疑義が生じない運営が重要であると考えております。今後は、販売時の確認方法の明確化なども含め、安全対策の強化について主催団体や関係機関と協議を進めてまいります。

イベントの実施の可否につきましては、安全確保と法令遵守が十分に図られていることを前提に、関係機関のご意見も踏まえて総合的に判断してまいります。町と

しては、地域の賑わいと安全の両立を最優先に必要な指導と支援を行ってまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントの目的は何でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

目的は3点でございます。

本町出身者の帰省動機を創出し、将来的なU I J ターンへつなげること。特産品である豚肉のP Rによるブランド向上を図ること。そして、地域住民の交流の場を創出することを目的としております。

以上です

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントの来場者は何人でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

令和7年度の実績でございますが、約1万7,000人でございます。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントに車での来場者は何人でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

正確な人数は把握しておりませんが、駐車場の利用状況から推測すると、来場す

る車の台数は3日間で約1,900台から2,000台程度と思われます。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントの主催者は誰でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

東庄町まちおこし隊という住民有志の団体と東庄町観光協会の共催であります。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントで飲まれるビールは何キロリッターでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

令和7年の実績でございますが、約2,850キロリットル、2,850リットルでございます。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このイベントのチケット販売枚数は何枚でしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

令和7年の実績でございますが、前売りで5,619枚、当日3日間で1万5,405枚、合計で2万1,024枚です。いずれも1枚が1,000円のチケットでございます。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

飲酒運転は重大事故につながる危険な行為であり、当然ながら容認出来るものではありませんという答弁がありました。このイベントが法令に違反していると認識されたのかと一瞬思いましたが、いろいろな理由や道理に合わない議論を述べられた瞬間、道路交通法第65条については全く理解されていないことが分かりました。

道路交通法第65条第3項は、車両等を運転することとなる恐れのある者に対し酒類を提供し、または飲酒を勧めてはならないとしています。いろいろな理由によって刑罰が軽くなったり免除することなどは一言も書かれておりません。日本の社会においては、民主主義と自由と法の支配によって社会の秩序は守られてきているのではないのでしょうか。法令を遵守しないまちづくりなどあり得ません。

このイベントの開催の可否については、関係機関との協議や意見を踏まえて、総合的に判断するとありますが、全く独自性が感じられません。飲酒運転は重大事故につながる危険な行為であることを認識しているのであれば、このイベントは中止すべきだと思います。約3,000人もの車で来場者のうち、一人でも飲酒運転による人身事故を起こしてしまった場合に誰が責任を取るのでしょうか。責任ある答弁を求めます。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

議員のご指摘は、法令を厳格に受け止めるべきとの立場からのご意見と理解しております。

道路交通法第65条の趣旨は、飲酒運転の未然防止と認識しております。その適用は、酒類提供時における具体的事情に基づいて判断されるものと整理しております。万が一事故が発生した場合には、まずは運転者本人の責任が問われます。その上で、主催団体や関係者の責任の有無は個別の事実関係により判断されます。町としては、飲酒運転は断じて許されないとの立場を明確にしており、その認識はイベント開始当初から主催者と共有しておりました。これまでも対策に取り組んでまい

りましたが、今回の議員の一般質問も一つの契機として、販売時確認の明確化など、更に実効性の高い安全対策を講じるよう、主催団体と共に取り組んでまいります。議員のご意見も踏まえながら、より万全な体制の構築に努めてまいります。よろしくをお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

主催者は、ハンドルキーパーの呼びかけや会場内放送などの対策を講じていますが、これらはあくまでも来場者の善意に頼った精神論的な対策であり、あくまで努力義務の域を出ません。万が一、本イベントに起因する飲酒運転事故が発生した場合、町の運行使用者責任や監督責任が厳格に問われることになると思います。町のブランド力向上を掲げながら、一步間違えれば町の信頼を失墜させる重大なリスクになります。賑わいや認知度向上といった経済効果よりも、人の命の安全ははるかに最優先されるべき絶対的な価値です。警備員を配置してまで駐車場を整備していることは、主催者が相当数の来場者が車で来ることを明確に予見している証拠です。その状況で酒類を提供することは、道路交通法が禁ずる飲酒運転の恐れがある者への酒類の提供を組織的に、かつ確信犯的に行っていると言わざるを得ません。

相撲やスポーツ界ではやってはならない技があり、禁じ手と言われています。本町のイベントにおいて酒類を提供することは、人々の飲酒という欲望を満たすものであり、やってはならない技です。何となく後ろめたい気持ちになります。物事を進めるときは、正々堂々、フェアプレーでいきたいものです。

ポーク&ビアに代わるイベントはいろいろあります。収穫感謝祭として焼き芋祭りや餅つき大会、桁沼田んぼを一周するマラソンや駅伝等も考えられます。全ての町民が集うことの出来るふれあい広場公園も必要とします。東庄町がより良い方向へ向かうため、きらりとうのしょうを合い言葉に次の世代のために頑張ろうではありませんか。

以上で一般質問を終わります。

議長（柳堀 忠君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からとします。

(午後 1時21分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、発議第1号、東庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

それでは、ただいま議題となりました発議第1号、東庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

改正内容としましては、議会議員に支給される旅費に関する規定の改正と期末手当の支給割合に関する規定の改正の2点でございます。

初めに、第5条の改正は、議会議員の旅費に関わる規定の改正で、国及び千葉県において旅費制度の見直しが行われ、各種法律及び条例の改正が行われました。これを受け、本町議会におきましても、国及び県に準じた旅費制度の見直しを行い、旅費種目の廃止及び新設並びに旅費額の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第6条第2項の改正は、東庄町議会議員の期末手当について県内町村議会の中で低い水準となっていることを踏まえ、若い方など、幅広い世代が立候補し、議員として活躍出来る場をつくっていくため、東庄町議会改革特別委員会から議長に東庄町議会議員の期末手当増額による処遇改善を要望する報告書が提出されました。同報告書並びに県内町村議会の水準を考慮し、香取郡内議会で支給割合を同率とするため、6月に支給する場合においては100分の122.5を100分の140、12月に支給する場合においては100分の137.5を100分の160に改正するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。詳細につきましては、新旧対照表の参照をお願いします。

以上で発議第1号の提案理由と内容説明を終わりにします。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

討論なしと認めます。

これから発議第１号、東庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（柳堀 忠君）

起立多数です。

従って、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第７、決議案第１号、議長、副議長及び議会推薦監査委員の申し合わせ事項の遵守を求める決議案についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

８番（大網正敏君）

それでは、ただいま議題となりました決議案第１号、議長、副議長及び議会推薦監査委員の申し合わせ事項の遵守を求める決議案についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

町議会においては、議長、副議長及び議会推薦監査委員の選任にあたり、議会運営の公平性と円滑化を図るため、慣例により２年交代とし、一旦辞職願を提出し、その後の再選を妨げないとの申し合わせのもと、運用を行ってきた経緯があります。本決議案は、これまで議会が合意してきた申し合わせ事項の趣旨を改めて議会全体

で確認し、今後の議会運営の安定につなげることを目的とするものであり、議会の意思を明確にする観点から本決議案を提出するものです。

以上、決議案第1号の提案理由を終わりにします。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は登壇でお願いいたします。

初めに、本案に反対の議員の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

次に、本案に賛成の議員の発言を許します。

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

これで討論を終わります。

これから決議案第1号、議長、副議長及び議会推薦監査委員の申し合わせ事項の遵守を求める決議案についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（柳堀 忠君）

起立多数です。

従って、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8、決議案第2号、鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木正昭君の退場を求めます。

（鈴木正昭君 退場）

議長（柳堀 忠君）

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

それでは、ただいま議題となりました決議案第 2 号、鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議案についての提案理由につきましてご説明申し上げます。

東庄町議会においては、申し合わせ事項により、議会推薦監査委員は 2 年での自主的退任を慣行としており、この慣行は長年にわたり議会の円滑な運営と監査機能の活性化に寄与すると共に、確立された相互信頼に基づく地方議会の自律権の表れとして尊重されてきました。

これまで全議員が等しく遵守してきた申し合わせ事項を破ることは、議会の秩序と信頼関係を損なうものであります。

そこで、この決議案は、鈴木正昭議会推薦監査委員におかれては、本議会が長年維持してきた慣行の重要性と、その背景にある議会自治の精神を尊重し、議会全体の調和を図るため、法定任期の存在は認識しておりますが、申し合わせ事項を遵守し、速やかに自主的退任するよう勧告するものであります。

以上で決議案第 2 号の提案理由を終わりにします。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は登壇でお願いします。

初めに、本案に反対の議員の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

次に、本案に賛成の議員の発言を許します。

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

これで討論を終わります。

これから決議案第２号、鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議案についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（柳堀 忠君）

起立全員です。

従って、決議案第２号は原案のとおり可決されました。

鈴木正昭君の入場をお願いします。

（鈴木正昭君 入場）

議長（柳堀 忠君）

鈴木議員はヘッドホンをつけていただけますか。

鈴木正昭君に申し上げます。ただいまの議題、鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議案につきましては、本会議において採決が行われ、結果、可決されました。

以上、結果のみご報告いたします。

日程第９、同意第１号、副町長の選任についてを議題とします。

ここで副町長、向後喜一郎君の退席を求めます。

（向後喜一郎君 退席）

議長（柳堀 忠君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第１号、副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

副町長の向後喜一郎氏の任期が本年３月３１日をもって満了となります。適任でございますので、引き続き副町長として選任いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第１号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第１号、副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第１号は同意することに決定しました。

ここで副町長、向後喜一郎君は入場してください。

（向後喜一郎君 入場）

議長（柳堀 忠君）

日程第１０、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますけれども、人権擁護法に基づき市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

この度、宮澤篤志氏が令和８年６月３０日の任期満了をもって退任されることから、新たに木之内和雄氏を候補者として推薦するものでございます。

木之内和雄氏は、東庄町東今泉にお住まいで、長年金融機関に勤務された方であり、また、令和元年１２月から令和７年１１月までの２期、６年間、民生委員・児童委員として地域福祉にご尽力をいただいた経歴をお持ちの方であります。

木之内氏は大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方で

ございます。皆様方のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第１号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第１号は適任と答申することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後２時ちょうどからといたします。

（午後 １時４９分 休憩）

（午後 ２時００分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１１、議案第１１号、東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１１号、東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

笹川駅舎につきましては、令和７年１０月１日にＪＲ東日本千葉支社より無償譲渡を受け、令和８年４月１日の利用開始に向け準備を進めているところでございます。

地方自治法の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する事項を条例で定める必

要があることから、東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第11号、東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定することについての内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、笹川駅舎については、令和7年10月1日にJR東日本千葉支社より無償譲渡を受け、令和8年4月1日の利用開始に向け、準備を進めているところでございますが、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお願いいたします。

まず、第1条は本条例の根拠法令に基づく趣旨を、第2条は設置の目的について規定しております。

第3条は名称及び位置の規定で、名称は東庄町笹川駅舎交流センターとし、位置を東庄町笹川い9番地13と定めております。

第4条は使用時間を、第5条は休館日について規定をしております。

第6条については、行為の制限の規定でございまして、第1項第1号から、次の6ページに移りまして、第5号までに掲げる行為をする時は、町長の許可が必要な旨を規定しております。

また、第2項から第5項までは、許可の手続きについて定めております。

第7条は行為の禁止について規定しており、第1号から第4号までセンター内で禁止する行為を定めてございます。

第8条は使用の禁止又は制限について規定しております。センターの管理上、支障がある時は使用を禁止、または制限することが出来る旨を定めております。

第9条は許可の取消し等についての規定となっており、次の7ページにございますが、第1号から3号、これらに該当する場合は許可の取消し等を命ずることが出来る旨を定めております。

第10条は原状回復について定めております。

センターの使用が終了した時、又は許可の取消し等を命ぜられた時は、速やかに原状に回復しなければならないと定めております。

第11条では故意又は過失により、こちらのセンターの施設等の損傷又は滅失をした時の損害賠償について規定しております。

第12条ではその他必要な事項については別に定める旨を規定しております。

最後に附則についてですが、この条例の施行日は令和8年4月1日となる旨を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

すみません、センターというと、建屋の部分のみなのか、前の部分、前というかもともと自販機があったり、その前の余白がありますけれども、どの部分までをセンターと捉えるのか。建物だけなのかをちょっとお聞きしたいです。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、センターの部分は駅舎としております。また、駅舎の今まで待合で使っていた部分、こちら駅舎の中で入ってすぐ、ホームまで向かう部分の待合の部分については、JRを利用する方の待合としてそのまま使っていただけるような形で譲渡を受けておりますので、入って右側の部分、今まで事務などをしてきた建物内のその部分を交流センターというふうに位置づけております。

よろしくお願いいたします。

すみません、左側です。失礼しました。右左逆でした。入って左側の部分の方をセンターと位置づけております。失礼しました。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

実は先日、駅舎の前で青空将棋大会と子供の駄菓子屋さんをやっていたのですけれども、あの部分の許可というのは全然関係なしですか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

はい。ただいま前のロータリーの部分についても町の方で譲渡は受けておりますが、その部分についても使用したい場合については連絡をいただければと思っております。今回の条例については、そのセンター駅舎部分のことをセンターとして定義しております。

よろしく願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

ちょっとお聞きします。申請許可等、申請と許可は分かりました。これは交流センターを使用することに対して、展示物とか、あるいはいろいろ販売するものを置いた場合に、有料とか料金の設定なんかというのはあるんですか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、こちら使用に関しては無料としております。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

器の方のリノベーションが終わったというのは理解出来ました。これをもっと町の方が親しみやすいような、先程の駅舎センターという堅いネーミングではなくて、もっと親しみやすいネーミングに変えるとか、そういう企画とかはあるのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、確かに条例上の名称ということで、笹川駅舎交流センターで設置条例を設けておりますけれども、何か愛称といいますか、通称、愛称的なものを募集して、呼び名などを新たに設けるといようなことも住民の方への普及というか、皆様が使いやすいようになるという形で考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

他に質疑ございませんか。

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

常駐する管理人とか管理者というような方は置くのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまの管理する常駐する人がいるかというお話ですけれども、現状、今、地域おこし協力隊の方に、今いらっしゃる方のうちの1名の方が4月以降は週3日程度の活動をしていただけるような形で予定はしております。また、今後も協力隊の方は新たに4月以降、募集の予定もありますので、そのような方にご協力をいただきながら、駅舎の管理を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第１１号、東庄町笹川駅舎交流センターの設置及び管理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１２号、東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて、日程第１３、議案第１３号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、日程第１４、議案第１４号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第１５、議案第１５号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上４案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第１２号から議案第１５号までの提案理由を申し上げます。

地方公務員の給与及びその他の勤務条件につきましては、地方公務員法第２４条第２項及び第４項の規定によりまして、国及び他の地方公共団体の職員と権衡を失しないよう考慮して定めなければならないとされているところ、この度、国においては国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行、千葉県においては、職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、国県共に旅費及び給与制度の見直しが行われました。

これを受けまして、本町におきましても、国県に準じた旅費及び給与制度の見直

しのため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第１２号、東庄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の旅費に関する規定を、議案第１３号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する規定を、議案第１４号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の旅費に関する規定を、議案第１５号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町の会計年度任用職員の旅費及び給与に関する規定をそれぞれ改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第１２号から議案第１５号までの内容を説明いたします。

町長の提案理由にありましたように、国県に準じた旅費及び給与の取扱いを見直すため、関係条例を改正するものであります。

初めに、議案第１２号、東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

議案書の１２ページをお願いいたします。

議案第１２号ですが、既に規定がございます東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正するものであります。

改正内容につきましては、別紙としてお配りしております改正概要でご説明いたしますので、別紙１の東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の概要をお願いいたします。

今回の改正の趣旨としましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、一般職の職員の旅費の取扱いを改めるものであります。

改正内容の１点目は、旅費種目及び旅費額の見直しであります。

国の改正に準じて、旅費種目を廃止及び新設すると共に、旅費額につきましては、

これまで定額支給としていた旅費を含め、原則として上限額付の実費支給とする改正を行うものであります。

具体的な内容としまして、（１）から（５）の記載となっております。（１）の鉄道賃につきましては、支給距離制限を廃止いたします。（２）の車賃につきましては、これまで１キロメートルにつき３７円の定額の旅費を支給しておりましたが、これを廃止し、新たに鉄道賃、船賃及び航空賃以外の移動に要する費用として、その他の交通費を新設いたします。

支給する旅費額につきましては、原則として実費支給といたします。ただし、職員が保有する自家用車等を利用した場合の移動につきましては、その移動に要する経費の算定が煩雑化することから、千葉県の規定に準じて１キロメートルにつき３０円の定額を支給するものといたします。

（３）の宿泊費につきましては、定額支給から上限額付の実費支給といたします。また、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用、いわゆるパック旅行に要する費用に対して支給する旅費として、包括宿泊費として新設いたします。

（４）については、国の改正に準じて水路旅行及び航空旅行中の夕朝食代相当としての定額支給されていた食卓料を廃止いたします。

（５）につきましては、赴任に伴う転居に要する費用に相当するものとして、転居費を新設いたします。

続いて、項番２、条例構成の見直しにつきまして、地方自治法第２０４条第３項の規定により、旅費の額及び支給方法は、条例で定めなければならない、また、地方公務員法第２４条第５項の規定に基づき、旅費を含む勤務条件は条例で定めなければならないとされているところ、当町では、多くの規定を規則で定めている実態があることから、千葉県及びその他の自治体の規定を踏まえ、条例構成の見直しを行うものとなっております。

続いて、裏面になります。

項番の３、支給要件等につきまして、国の改正に準じて、旅費の支給要件及び旅費の支給対象となるものの見直しをしております。

１点目に、自宅等から出発する場合の出張についても旅費の支給対象とするものであります。これまでの旅行の考え方としましては、在勤公署を出発地とすることを原則としておりましたが、昨今のテレワーク制度の普及等を踏まえ、自宅等を出

発地とする旅行についても旅費の支給を可能とするものであります。

2点目は、出張者に対する旅費の支給に代えて町から直接旅行役務提供契約を締結することが出来る者に対して、旅費に相当する金額を支払い可能とするものであります。これまでの旅費については、出張者本人、またはその家族に支給することを原則としておりましたが、旅行役務提供者、いわゆる旅行代理店等に対し、直接旅費に相当する金額を支払うことが出来ることといたします。

次の項番4、他条例の改正につきましては、今回の旅費条例の全部改正により、当該条例の公布年月日及び条例番号が変わるため、附則において旅費条例を参照している他の条例の条文についても改正するものであります。

最後に、施行年月日としまして令和8年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第12号の説明については以上でございます。

続いて、議案第13号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書では23ページとなります。

まず、本改正条例の全体構成について説明いたします。

本改正条例は、3条建てとなっております。第1条において、一般職の職員の給与等に関する条例を、次の24ページ、第2条において、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を、25ページ、第3条ですけれども、こちらにおいては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、こちらの一部改正をするものとなっております。

改正内容につきましては、こちらにも別紙でお配りしております。別紙2、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、概要、こちらをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨としましては、官民較差の是正及び職員の処遇改善を図るため、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて各種職員手当に関する規定を改正するものであります。

改正内容の1点目としましては、第二種初任給調整手当の新設であります。新たに採用された職員であって、採用日において決定された給料等が最低賃金を下回る場合に決定した給料等と最低賃金との差額を第二種初任給調整手当として支給する

規定となっております。

次に、改正内容２点目としまして、通勤手当の改正であります。通勤手当に関する改正は２点ございまして、まず（１）としまして、自動車等の使用者に対して支給される通勤手当の上限額ですが、現在６５キロ未満、月額３万８，７００円の上限ですが、こちら１００キロ以上の６万６，４００円に引上げをするものでございます。

２点目に、通勤の際に自らの負担により在勤地周辺、または通勤経路上の駅周辺の駐車場等の外部の駐車場を利用する職員に対して、月額５，０００円を上限としてその負担額を通勤手当に加算して支給いたします。

以上の改正につきましては、施行年月日は国及び県に準じて、令和８年４月１日といたします。

なお、資料の下段に関係条例の記載がありますとおり、改正条例第２条において東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を行い、水道事業企業職員の給与条例において支給する給与の種類に第二種初任給調整手当を追加するもの。また、条例第３条において地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正の中では、こちらでも第二種初任給調整手当の規定を暫定再任用短時間勤務職員にも適用出来るよう、条文の改正を行うものでございます。

議案第１３号については以上となります。

続いて、議案第１４号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の２７ページをお願いいたします。

初めに、本改正条例の全体構成についてご説明いたします。

本改正条例は２条建てになっており、第１条において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を、第２条において特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を一部改正するものであります。

改正内容につきましては、同様に別紙としてお配りしております別紙３の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、概要をご覧いただきたい

と思います。

条例改正の趣旨といたしましては、議案第 12 号でご説明いたしました東庄町職員の旅費に関する条例の全部改正に合わせ、町の特別職の職員の旅費及び費用弁償についても、国及び千葉県の規定に準じて取扱いを改めるものであります。

主な改正内容であります。1 点目としまして、支給する旅費の種目を一般職の職員と同様、国の規定に準じて廃止及び新設いたします。具体的な旅費の種目といたしましては、車賃及び食卓料を廃止、その他の交通費及び包括宿泊費を新設いたします。

主な改正内容の 2 点目としましては、旅費の額を改正前の当町の規定と改正後の国県及び千葉県の規定を踏まえて改定いたします。具体的には、町の特別職の区分に応じて、国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定するもの、または町の一般職の職員の例により支給することといたします。

町の特別職の区分ごとの例とする国家公務員等の職の区分につきましては、資料の中段の表にあるとおりでございますが、表の一番左の欄の職の区分に応じて、表の一番右の欄の例により旅費を支給するものであります。

なお、その他の交通費につきましては、職員の自家用車等により移動した場合の規定を国の規定とは別に設けていることを踏まえ、全ての職員区分について一般職の職員の例によるものといたします。

最後に、施行年月日として一般職の職員の旅費に関する条例と同様に、令和 8 年 4 月 1 日を施行日としております。

議案第 14 号については以上でございます。

続いて、議案第 15 号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は 30 ページとなります。

また、参考資料 1、新旧対照表では 11 ページに新旧対照表がございます。

新旧対照表の 11 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 15 号は、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正をするものでございます。

改正内容としましては、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の中で参照しております一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町職員の旅

費に関する条例について、先程ご説明いたしましたとおり、議案第１２号及び議案第１３号において、各条例の改正を行うことにより、参照条文及び条例番号にずれが生じるため、必要な改正を行うものでございます。

議案第１５号の説明は以上となっております。

以上で議案第１２号から議案第１５号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第１２号、東庄町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１６号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１６号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

マイナンバーの利用は、番号法に定められた事務に限定されておりますが、番号法第９条第２項の規定によりまして、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務、いわゆる独自利用事務についてもマイナンバーを利用することが出来ます。今回、近隣自治体の状況に鑑み、今後、当町においても住民の利便性の向上及び行政事務の効率化のため、独自利用

事務の情報連携や庁内連携を実施することが考えられますが、独自利用事務を開始するためには、当該事務が町の条例で定められている必要があります。

以上の理由から、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第16号、東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、番号法第9条第2項の規定により、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務、いわゆる独自利用事務についても、マイナンバーを利用することが出来ます。近隣自治体の状況を鑑み、今後、当町においても個人番号の独自利用事務の情報連携や庁内連携を実施することが考えられることから、対象事務の選定、洗い出しを行いました。

実際に独自利用事務を開始するためには、個人情報保護委員会への届出等、各種の手続きを踏む必要があり、更にその手続き開始の前段として、当該事務が町の条例で規定されている必要があることから、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料1の12ページをお願いいたします。

まず、第4条第1項の改正において、条例に基づき個人番号を利用出来る事務として、別表第1に掲げる執行機関が行う同表に記載の事務並びに、次の13ページになりますけども、別表第2に掲げる執行機関が行う同表記載の事務を位置づけることにより、独自利用事務を行う執行機関と対象事務を明確にするものであります。

12ページでございますが、第4条第2項を新設しまして、こちら別表第2に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右側に掲げる当該執行機関が保有する特定個人情報を利用出来ることを規定しております。これは、独自利用事務の実施にあたり、町内で既に保有している情報を目的の範囲内で利用出来るよ

うにするための規定となります。

なお、ただし書により、法の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが出来る場合は、本項による取扱いは適用しないこととしております。

ここで別表第１と別表第２について整理しますと、別表第１はマイナンバーを利用出来る事務を定めるものとしており、これに基づいて中間サーバーを経由して他の市町村との情報連携とマイナンバーを利用した各種の事務を行います。

別表第２は庁内の各部門の間でやり取りを行うことが出来る具体的な情報を定めるものであり、必要な情報だけを利用するという個人情報保護の原則に基づいて利用する特定個人情報までの規定をしております。

また１２ページに戻りますけれども、第４条に第４項を追加し、前２項により特定個人情報の利用が出来る場合において、他の条例、規則等により同一内容の情報を含む書面の提出が義務づけられている時は、当該書面の提出があったものとみなす規定を設けることで、申請者に同内容の書類提出を重ねて求めることを避け、住民負担の軽減と事務処理の効率化を図るものであります。

なお、附則についてですけれども、こちらは議案書を本冊の３６ページにお戻りいただきまして、この条例の公布日、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第１６号、東庄町行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第17号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、東庄町印鑑条例において引用している法律、電気通信事業法が改正されたことに伴い、引用条文を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(柳堀 忠君)

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長(宇ノ澤修君)

それでは、議案第17号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の17ページの新旧対照表をご覧ください。

第13条第2項の改正についてご説明いたします。

令和7年5月28日に公布された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している条文中の号番号2号を3号に改正するものでございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。議案書38ページをお願いいたします。

条例の施行期日でございますが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律、附則において、施行期日を公布の日から１年を超えない範囲内で政令で定める日と規定していることから、今後、政令で定められる同法律の施行期日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第１７号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

日程第１８、議案第１８号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１８号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして提案理由を申し上げます。

令和８年度より子ども・子育てを全ての世代で支える仕組みとして、こども家庭

庁が各健康保険を通じて、子ども・子育て支援金を徴収するにあたり、本町国民健康保険においても新たにこれを課税するための条文を追加する他、国民健康保険税の減免規定を明確にするため所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、議案第18号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

39ページの議案書に続きまして、40ページから44ページまでが一部改正条例の改正文でございますが、改正内容につきましては、別紙としてお配りしております改正概要に沿ってご説明いたします。

別紙4、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、概要をご覧ください。改正の概要を2点に分けて記載しております。

1点目は、子ども・子育て支援金分の課税の追加に係る改正でございます。

こども家庭庁が子育て施策に必要な財源を確保するため、全国の全ての健康保険に加入する被保険者から、保険税や保険料に合わせて、子ども・子育て支援金をご負担いただく制度が令和8年4月1日に施行されます。

本町の国民健康保険においても、子ども・子育て支援納付金分を課税することから、表に記載のとおり課税するための条文を追加するものでございます。

それでは、課税の内訳についてご説明いたします。

子ども・子育て支援納付金分における課税の種類は、所得割、均等割、18歳以上均等割の3種類となります。

初めに、所得割は国保加入世帯員の合計所得額に0.29%を乗じた額を課税します。表の右側、備考欄に記載のとおり18歳未満の被保険者を含め、一定以上の所得のある方が課税対象となり、軽減制度はございません。

課税の例としましては、合計所得額250万円の世帯で7,250円、合計所得額1,000万円の世帯で2万9,000円となります。

なお、この後ご説明します均等割及び18歳以上均等割を合算した合計課税額の上限は、1世帯当たり3万円となっております。

次に、均等割は被保険者1人当たり1,900円を課税いたしますが、複数の軽減制度があります。

まず、低所得世帯に配慮した軽減制度として、7割、5割、2割軽減があり、表に記載の1,330円から380円までが1,900円から差し引かれます。

次に、その他の減額の欄に記載の減額は、低所得世帯に配慮した軽減制度の減額後に適用されます。未就学児2分の1軽減は小学校就学前の被保険者分について2分の1を差引き、産前産後減免は出産する被保険者について出産予定月の前後で計4ヶ月分、双子以上の多胎の場合は前後で計6ヶ月分、均等割を免除するものです。

なお、均等割における低所得世帯の軽減、未就学児軽減、産前産後軽減で減額することに伴う減収分に対しては、国及び県からの交付金により補填される財政措置があります。これらの減額を全て適用した後、18歳未満、高校生以下の被保険者に対する均等割は全額が免除されます。

次に、18歳以上均等割は、ただいま説明しました18歳未満の均等割を全額免除することによる減収分を18歳以上の被保険者で賄う仕組みで、1人当たり140円を課税します。

なお、この18歳以上均等割につきましても、均等割と同様に低所得世帯の7割、5割、2割軽減があり、98円から28円までが140円から差し引かれる他、産前産後減免が適用されます。

続いて、改正の概要の2点目は、国民健康保険税の減免に関する規定の整備でございます。地方税法では、国民健康保険税の減免を行う場合は、これを条例で定めるものとする旨の規定があります。本町条例では、現行においても減免に関する規定がございますが、減免の事由が明記されていないことから、他の市町村の条例を参考に改正案に記載のとおり（1）から（3）の事由を明記し、これらの他、特別な事情がある場合においても状況に即して対応出来るよう、（4）の規定を設けるものでございます。

なお、今回のこの改正の前後において保険税の減免の対象や事務取扱いについて実務上の変更はございません。

最後に、施行期日等についてご説明いたします。

施行期日は、令和８年４月１日、また、適用区分としまして、令和８年度以後の国保税について適用し、令和７年度までの国保税については、従前の例によることとするものです。

なお、別紙４の裏面にこども家庭庁から２月に提供された個人向けリーフレットの案を左右見開きで印刷してございます。左のページの上段には、子ども・子育て支援金分の課税額の説明が、中段から下には支援金制度のＱ＆Ａが、右のページの左下には拡充される給付の例がそれぞれ掲載されておりますので、参考にしていただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第１８号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後３時ちょうどからといたします。

（午後 ２時５４分 休憩）

（午後 ３時００分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、議案第19号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第19号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

本計画につきましては、現計画が令和7年度で計画期間を終了することから、令和8年度から令和12年度を計画年度とする新しい計画を策定するため、関係法令の規定に基づき議会の議決をいただきたく、提案させていただくものでございます。

本計画を策定することにより、国の補助や過疎債など、財政面での特別な支援を受け、今後も住民のためのまちづくりを推進してまいります。ご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第19号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定について内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたとおり、現在の過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月で終了するため、町では新しい計画について総務省通知及び千葉県過疎地域持続的発展方針に基づき素案を作成し、千葉県と協議を行い2月12日付で協議を終えております。

また、2月4日から2月18日までの15日間、住民の方などを対象にパブリックコメントを実施いたしました。

なお、本計画は、第6次東庄町総合計画、第3期総合戦略人口ビジョン、公共施設等総合管理計画及び令和8年度当初予算案を基本に作成しております。また、今後実施が見込まれる事業を幅広く計画に記載し、対応出来るように作成しております。

す。

今回の計画策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決が必要となるため、議決をお願いするものでございます。

それでは、計画の内容について説明させていただきます。

別冊の東庄町過疎地域持続的発展計画案をお願いいたします。

こちら計画をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1、基本的な事項、(1)町の概況、(2)人口及び産業の推移と動向、続いて6ページに飛びまして、(3)行財政の状況について述べております。

次に、8ページから10ページまでの(4)地域の持続的発展の基本方針ですが、第6次東庄町総合計画を基本に、本町の自立促進を図るものとしており、町の将来像や町の政策目標を記載しております。

次に、10ページから11ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標では、東庄町人口ビジョンに基づき、令和12年度の数値目標を記載しております。

11ページ、(6)計画の達成状況の評価に関する事項では、PDCAサイクルに基づく検証を行い、検証結果は町議会にも報告するものとなっております。

(7)計画期間では、期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に、(8)公共施設等総合管理計画との整合について述べております。

次の12ページから総務省通知に示された項目別に述べております。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、(1)現状と問題点、(2)その対策、次のページに移りますが、(3)計画、(4)公共施設等総合管理計画との整合について順次述べております。

なお、(3)の事業計画ですが、過疎対策事業債活用有無の見込みにかかわらず、今後5年間で想定される主な事業を記載しております。

また、ソフト事業のうち、過疎対策事業債の活用見込みのある事業につきましては、それぞれの項目に過疎地域持続的発展特別事業として記載しております。

以降、大きな項目として、項目13までございますが、構成は同様となっております。

それでは、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の事業計画についてご説

明いたします。１３ページの計画の部分をお願いいたします。

ここでは、ソフト事業として定住支援補助金、地域間交流事業、地域おこし協力隊事業などを記載しております。先程申し上げましたとおり、今年度の実施事業だけではなく、今後５年間で想定される主な事業を記載しております。

続いて、１４ページからは、３、産業の振興についてとなります。こちらの事業計画については、１７ページに記載しております。

主なものとしまして、（４）地場産業の振興にふれあいセンター整備事業、（９）観光又はレクリエーションに公園整備工事を記載しております。

続いて、１９ページに移りまして、（４）産業振興推進事項として、産業振興促進区域は町全域であり、業種は、製造業、旅館業、情報サービス業と農林水産物等販売業となっております。

続いて、２０ページからは４、地域における情報化について述べており、事業計画では、防災行政無線整備事業、防災メール配信事業を記載しております。

次の２１ページでは、５、交通施設の整備、交通手段の確保について、２７ページまで述べております。

事業計画につきましては、２２ページから記載しております。

（１）市町村道で町道や橋梁などの整備事業を記載しております。

２６ページに移りまして、こちらでは農道について、２７ページ、公共交通では外出支援巡回バス運行事業などを記載しております。

次に、２８ページをお願いします。

６、生活環境の整備については、３２ページまで述べております。

うち事業計画については、３０ページから記載しており、（１）水道施設では、上水道、（２）下水処理施設では、合併処理浄化槽設置補助金を、（３）廃棄物処理施設、（４）火葬場、（５）消防施設では、各事業の香取広域市町村圏事務組合負担金などを記載しております。

次に、（７）過疎地域持続的発展特別事業では、生活環境、防災、防犯、その他に分けて記載しております。

次に、３３ページをお願いします。

７、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、４０ページまで述べております。うち事業計画については、３９ページから記載して

おります。

(2) 認定こども園には、こども園園舎等整備工事を、(3) 高齢者福祉施設にはオーシャンプラザ等整備事業、(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センターには保健センター整備工事、(8) 過疎地域持続的発展特別事業では、医療費助成事業などのソフト事業、20事業を記載しております。

次に、41ページをお願いします。

8、医療の確保について述べております。

事業計画につきましては、(1) 診療施設に東庄病院施設等整備事業、東庄病院機械器具整備事業、東庄病院職員宿舍整備事業、次の42ページに移りまして、過疎地域持続的発展特別事業では、医学生奨学金貸付を記載しております。

次に、43ページをお願いいたします。

9、教育の振興については48ページまで述べられており、事業計画については45ページから記載をしております。

(1) 学校教育関連施設では、小学校、中学校の校舎整備を、次の46ページに移りまして、屋内運動場等整備、屋外運動場等整備、小学校プール等整備、スクールバス等整備、給食センター等整備事業。

(3) 集会施設、体育施設等では、公民館、体育施設、笹川駅舎の整備工事、(4) 過疎地域持続的発展特別事業では、幼児教育、義務教育、生涯学習・スポーツに分け、それぞれ補助金やソフト事業を記載しております。

次に49ページをお願いします。

10、集落の整備について述べております。事業計画については、50ページとなります。

(2) 過疎地域持続的発展特別事業として、空き家活用推進事業、区交付金などを記載しております。

次に、51ページをお願いします。

11、地域文化の振興等について述べております。

事業計画については、(2) 過疎地域持続的発展特別事業に地域文化振興として郷土史研究会補助金などのソフト事業を記載しております。

次に、53ページをお願いします。

12、再生可能エネルギーの利用促進について述べており、事業計画については

再生可能エネルギー利用施設として、住宅用省エネルギー設備設置補助金を記載しております。

次に、５４ページをお願いします。

１３、その他地域の持続的な発展に関し必要な事項について述べております。

５５ページの事業計画に、地域活性化事業補助金事業など、ソフト事業を記載しております。

なお、５６ページから６１ページにかけては、今まで各項目で記載しました過疎地域持続的発展特別事業を一覧として再掲した表となっております。

以上で、東庄町過疎地域持続的発展計画についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

１２番、鈴木正昭君。

１２番（鈴木正昭君）

産業の中で、商工、農林水産漁業、これはあるけれども、東庄町には林業組合がある、森林組合。全くこれに触れていないけれども、どういうことですか。

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、区分で言いますと３番の産業の振興の部分のご質問だと思われます。その中の計画の中に林業の部分が入っていないのではないかとご質問ということでお答えさせていただきます。

こちらについては、基本的に町の予算などから転記をしているものではありませんが、事業費の少ないものや、あるいは補助金などによって行われているものについては、最終的に起債、過疎債などの借入れの目的がありますので、内容として省略しているものもございます。個別の内容について全部把握はしておりませんが、事業費のうち除かれているものもあるということでご理解いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

１２番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

全く理解出来ません。山が荒れて、崩れて、それ全部田畑を押し流して、河川は水没する。そういうことで、この地域、木造倉庫は持っているんですよ。千葉県というのは、日本全国、山林が他に比べて多い。今、樺太だとかアマゾンみんな切り倒されてしまっている。これから40%くらい資材が上がってきた。これから勝負のところで、しっかりこれやっていくべきだと思う。その辺はどうですか。産業課長でもいい、しっかり答えてみて。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

森林関係につきましては、町の歳入においては森林環境譲与税などがございまして、基金などもあります。そちらを活用した事業もありますので、なかなか一般財源のみを使って行う事業という形で考えますと、こちらの計画には入ってきていないのかなと思っております。

こちらの計画の中には、挙げている事業といたしましては、先程申し上げましたように、過疎債などの活用を考えております事業ということで記載をしておりますので、今、鈴木議員がお話しされたような内容については、そういうような森林環境譲与税などの財源などが使われることも考えられますので、そちらとは区分されているかなと思っております。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今、鈴木議員が言いましたけれども、私もこの森林整備については一言言いたいと思います。

東庄町で森林整備、今、森林組合の組合員がいますけれども、森林整備をやっている組合員はほとんどいないんですよ。いない。なぜかと言ったら、目先もうからないから。目先もうからないからです。森林というのは、大体100年、200年単位ですよ。そうしないと本当の価値が出てこない。200年以上過ぎると、材木の価値というのは、1本の木が年に1万円くらいは増えていくんです。1万円。そ

うすると１００年で１００万円ですよ。そのくらい価値が上がる。

議長（柳堀 忠君）

高木議員、発言中失礼ですけれども、今回示された計画案についての意見を求めています。高木さん個人の意見を今聞いているわけではございませんので。

１１番（高木武男君）

だから、森林もそんなにもうもうからない。目先もうからない。そうではなくて、そういうように長い目で見ると本当にもうかる仕事なのです。１本植えておけば、今、大体３００年生の杉の、ヒノキの原木、こんなのがありますけれども、材木市場では、私はこの間、東金で見ましたけれども、もうそれ３００万円以上はするのです。大体３００年生と言っていましたけれども、そのくらい価値が上がるんですよ。だから、目先がもうからないけれども、そういう意味でやっていったら、ちょっとはやっていったら、東庄町、将来行ったらすごい財産の持ち主の町になりますよ。１本１万円ずつ増えるんですから。そういうことを私は言いたい。

議長（柳堀 忠君）

執行部で何かご意見ありますか。よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第１９号、東庄町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第20号、財産の処分について提案理由を申し上げます。

旧東庄町学校給食センターについては、新東庄町学校給食センターの開設に伴い、令和2年7月から閉鎖となり、未利用財産となっていることから、公募型プロポーザル方式によりまして、民間事業者への売却による有効活用を募ることとなりました。

本事業は、事業者により土地及び建物を売却するものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決が必要となるため、提案をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第20号、財産の処分について内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたとおり旧東庄町学校給食センターにつきましては、新東庄町学校給食センターの開設に伴い、令和2年7月から閉鎖となりまして、未利用財産となっていることから、公募型プロポーザル方式により民間事業者への売却による有効活用を募ることとしておりました。

事業者募集を行ったところ、東洋合成工業株式会社より申込みがございまして、2月4日にプロポーザル審査会を開催しました。

審査会では、事業計画の内容や施設の維持管理方法などを確認いたしました。その内容について、主なものをご説明させていただきます。

まず、施設の活用方法ですけれども、千葉工場の操業に必要な資材、備品等の倉庫としての活用を計画しており、1日当たり2トン車で1台から3台程度の搬出入を想定しているということです。

2 番目としまして、主な保管物ですけれども、包装資材、段ボールや容器、ラベル、パレットなど、保全工事用の部材、配管部材や消耗品、予備の部品や工具類、作業用品、保護具、事務用品、書類などございまして、危険物や劇薬等、特別な規制が必要なものや近隣への影響が大きい物品については原則保管しないと聞いております。

また、3 番目として、事業開始までのスケジュールですが、屋根の修繕等、早急に対応が必要なものから実施しまして、1 年以内に事業を着手し、3 年以内の事業開始を計画しております。

4 番目として、施設の引渡し及び維持管理は、現状有姿での売却となり、本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付随する諸設備等の現状のまま引渡し、売却後は自らの負担と責任において施設を維持管理していただくこととなります。

以上のことから、総合的に判断し、東洋合成工業株式会社を売却先の優先交渉権者に決定させていただきました。

本事業は、事業者が土地及び建物を売却するものでございますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決が必要となるため提案させていただくものであります。

なお、今回売却する財産は、旧東庄町学校給食センターの土地と全ての建物及び附帯物が対象となっております。

なお、別冊の参考資料2に旧東庄町学校給食センター用地の実測図がございます。こちらピンク色の線で囲んだ範囲が、この売却する土地となっております。

また、本冊議案書の47ページをお願いいたします。

売却価格は1,450万円、売却の相手方は千葉県市川市上妙典1603番地、東洋合成工業株式会社代表取締役、木村有仁でございます。

契約の時期についてですが、今後、事業者との協議が調い次第、速やかに契約をしたいと考えております。

以上で、財産の処分についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

ちょっとお聞きしたいのですが、これの処分する土地と建物なんですけれども、これは町の固定資産台帳には幾らの残存価格があったかお伺いします

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、建物については価値はないものと認識しております。大変申し訳ありません、土地については、現在、土地の価格の資料、町の固定資産台帳の資料を持ち合わせておりませんので、お答え出来ないのですが、金額については申し訳ありません、資料がございません。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第 20 号、財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日、3月4日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 3時30分 散会)